

令和元年 7 月定例総会議事録

- 日 時 令和元年 7 月 18 日（木） 午前 9 時 32 分～午前 10 時 26 分
- 場 所 佐賀市役所 4 階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出
 - 第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知
 - 第 3 号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第 1 号 農地法第 4 条による届出
 - 第 2 号 農地法第 5 条による届出
 4. 議 案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請
 - 第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。先般の 7 月の現地調査、どうもお疲れさまでした。7 月の現地調査で南北とも雨が降らず傘が要らなかったのは、私の記憶の中で初めてのような気がいたします。今年は御承知のとおり、観測史上最も梅雨入りが遅かったということで、やはり水不足傾向のようでございますけれども、何とかいい秋を迎えたいと思っております。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 23 名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年 7 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 5 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 8 件、報告第 3 号 形状変更届 3 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 3 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 3 件、議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 12 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 31 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 7 月 9 日、北部は 7 月 10 日に行っております。

また、調査会については、南部が 7 月 11 日、北部が 7 月 12 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、15 番委員の池田委員、17 番委員の井上委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求める案件はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書2ページから4ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページをお開きください。

報告第3号 形状変更届

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 形状変更届、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書6ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、野田委員本人の案件となっておりますので、野田委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を審議することに決定しました。

それでは、野田委員、退室願います。

〔20番野田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

野田委員の入室をお願いいたします。

〔20番野田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書7ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号2番及び3番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件、審議番号2番は、親子間での使用貸借の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書8ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号3番は、普通売買の案件です。

本案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当して

いないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書9ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「漁家住宅」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、自宅が手狭であることに加え、現在の海苔資材置場の一部が借地であることから、漁家住宅の建て替えと合わせて資材置場を集約するために申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への

被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書9ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「貸駐車場及び車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業の傍らレンタカー事業を経営していますが、自己所有のマンションの駐車場や、借りた駐車場に駐車していますが、手狭となったため申請地をレンタカー事業法人への貸駐車場として、合わせて新たに中古車販売事業を始めることに伴う車両置場として整備したく申請されたものです。

申請人に、車両からの油流出について確認したところ、申請地内では洗車は行わない旨の回答を得ました。

また、申請地からの油の流出が否定できないため、申請人に油水分離槽などの設置について確認したところ、申請地西側の水路が下流農地の用水となっているため、油が流れ出ないように検討する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、かつ、500メートル以内に2以上の教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号 2 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号 1 番から 3 番までの 3 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号 1 番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は、妻とともに実家に居住していますが、今般、住宅建築を計画したところ、申請地は、実家に近接していることから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号 2 番は、転用目的が「寺院の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請された寺院には、檀家数が45戸ほどありますが、敷地内には駐車場がないため、法事や総会等の際は近隣の寺の駐車場を借りるなど、周囲に迷惑をかけている状況であることから、今般、駐車場を整備したく、申請されたものです。

東側水路へ計画されている雨水排水については、申請地の東に隣接する 3 番、4 番の土地所有者が所在不明となっているため、排水管設置の承諾が取れていない状況であるが、将来、所有者が判明した場合は、責任をもって所有者と協議を行うこと、また、東側水路へ悪影響

が出ないように清掃等の維持管理を行う旨の理由書が提出されています。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建築物もないことから適地と判断し、申請されたものです。

本計画では、敷地境界から申請地内に1m引いてフェンスが設置される計画であるため、境界からフェンスまでの敷地部分の管理について確認したところ、譲受人が定期的に除草管理を行う旨の回答を得ました。

また、申請地北側にある用水桝について確認したところ、現段階では西側で耕作されているため撤去等は考えていないが、要望があれば埋め戻し等について対応したいとの回答を得ました。

さらに、申請地南側の里道は、幅員が狭く、西側農地への通作路として利用されているため、申請地内の南側部分に工事車両等が駐車できるスペースを設けることができないか確認したところ、再度パネルの配置を見直し、申請地内の南側部分に駐車スペースを設けたいとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員どうぞ。

○18番（古賀伸一君）

1点だけよろしいでしょうか。これは事務局にお尋ねしたいと思います。

大体転用する場合は、できれば詰めて転用していくという形で、西側に畑がありますけれども、この畑についても譲渡人の所有ということですので、こういったところもあわせて詰めていくという考えはないのでしょうか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

今御質問がありました西側の農地につきましても、譲渡人が所有されている農地であります。

現況としましては、畑として耕作をされており、その一部に農業用の倉庫が建てられています。現状、きちんと耕作されていることと、今、農業用倉庫が建っていて、そこを使われているということで、その隣の農地を転用申請されている状況でございます。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

18番委員。

○18番（古賀伸一君）

ということは、現況がそういう状況であれば、やむを得ないという取り扱いをするということですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいまの御質問ですけれども、現況で倉庫がありますので、それを取り壊して家を建て

るというところまでの指導はしておりません。ここが、農地だけであれば、土地の形が合えば詰めてという考え方で指導をさせていただいております。

5ページの図面では農業用倉庫が図示されておきませんので、西隣に農地が残っているというふうに見えてしまったかなというところはございます。

以上です。

○18番（古賀伸一君）

さっき言ったように図面ではないということと、現況は倉庫の敷地ということであるということですね。畑じゃないということは、そこはもうそれでいいということですね。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

農業用倉庫で2 a 未満というのは、許可が不要でございますので。

以上です。

○18番（古賀伸一君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番から8番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、夫婦で借家に居住していますが、祖母や父の面倒を見るため、実家近くに、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しているため、適地と考え、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、交通の便も良いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地北側の水路の、申請地側にはL型擁壁を設置する計画となっているが、市道側が法面のままであるため、この部分の整備について確認したところ、市道側は道路の問題となるため、佐賀市で対応してもらいたいとの説明がありました。

また、委員より申請地の西側及び南側に接する里道部分については、計画どおり、張コンクリートを施工してもらいたい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号6番も転用目的が1区画の「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、交通の便も良いため、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地周辺は宅地開発により子どもが多くなっているため、工事の際は交通安全に十分留意するよう意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「農家住宅」の案件で、申請人は、現在、家族4人で実家に居住しながら、兼業で農業を営んでいますが、実家には農業機械の保管場所もなく、子どもも成長し手狭となったため、新たに農家住宅を建築したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、主に上下水道の工事を行っていますが、敷地が手狭となっていることに加え、県道拡幅により現在の敷地が若干狭くなるため、申請地を資材置場として拡張したく、申請されたものです。

申請人に、申請地西側水路境界部分の被害防除について確認したところ、将来的にはL型擁壁を設置する計画だが、申請地への盛土が十分に締まらないと設置工事ができないため、2年くらいかけて造成していくことで地元の説明し、承諾を得ているとの回答を得ました。

また、土羽が崩れた際の対応について確認したところ、水路は農業用水なので影響が出ないように境界から2m引いて土羽を形成するが、崩れた場合は復旧工事をしっかり行うとの回答を得ました。

更にフェンスの設置について確認したところ、地元からは中が見えないと安心できないとの意見があり、東側の既存フェンスを撤去した経緯もあって、申請地部分についてもフェンスの設置は行わない旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号4番から8番までの5件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、池田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、池田委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を審議することに決定しました。

それでは、池田委員、退室願います。

〔15番池田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番の1件： 10,170㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、計画案どおり承認することに決定しました。

池田委員の入室をお願いいたします。

〔15番池田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

2・3・4・5・6・7・8・9・10・11

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号2番から11番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号2番から11番までの10件： 53,111㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この10件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から11番までの10件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

12

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号12番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号12番 2,096㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

6

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号6番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、池田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、池田委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、池田委員、退室願います。

〔15番池田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号6番の更新1件： 4,829㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、14番委員どうぞ。

○14番（山口敏勝君）

賃借料が5千円と書いてありますが、どういう農地ですか、ちょっとお教えてください。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（川崎富士子振興係主査）

どういう農地かというところまでは確認していませんけど、農協さんが入って、双方の同意のもとに更新ということで今回利用権の設定をされています。

以上です。

○14番（山口敏勝君）

わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

いいですか。

○14番（山口敏勝君）

はい、いいです。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、計画案どおり承認することに決定しました。

池田委員の入室をお願いいたします。

〔15番池田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書16ページから20ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

6を除く1～20

○会長（坂井邦夫君）

審議番号6番を除く、審議番号1番から20番までの19件を議題とします。

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号6番を除く、審議番号1番から20番までの19件

新規 4件： 31,814㎡

更新 15件： 70,995㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この19件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この19件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この19件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番を除く、審議番号1番から20番までの19件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

28・29

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号28番及び29番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件は、吉田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、吉田委員には一時退室していただき、この2件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件を先に審議することに決定しました。

それでは、吉田委員、退室願います。

〔2番吉田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号28番及び29番の2件

更新 2件： 6,440㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号28番及び29番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

吉田委員の入室をお願いいたします。

〔2番吉田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書20ページから23ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

28・29を除く21～31

○会長（坂井邦夫君）

審議番号28番及び29番の2件を除く、審議番号21番から31番までの9件を議題とします。

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号28番及び29番の2件を除く、審議番号21番から31番までの9件

新規 2件： 8,144㎡

更新 7件： 23,951㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この9件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号28番及び29番の2件を除く、審議番号21番から31番までの9件については、計画案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもって、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和元年7月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時26分 閉会